

千葉市地域避難施設認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により、市長が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）とは別に、市民が自主的に開設し、運営する避難施設を地域避難施設として認定し、当該避難施設に対する支援を行うことにより、同法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、市民が自主的に避難する場所を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域避難施設 市民が自主的に開設し、運営する避難施設として第5条の規定により認定を受けたものをいう。
- (2) 町内自治会 各区町内自治会連絡協議会に設立の届け出をした団体（各区町内自治会連絡協議会の設立以前に市町村自治会連絡協議会に設立の届け出をした団体を含む。）をいう。
- (3) マンション管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (4) 地域活動を行うマンション管理組合 各区町内自治会連絡協議会に地域活動を行うことの届け出をすることにより、町内自治会と同様の組織として位置付けられているマンション管理組合をいう。
- (5) 住家 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (6) 集会所 町内自治会が町内自治会活動その他の用に供するために自ら設置する施設をいう。
- (7) 新耐震基準 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）によって定められた耐震基準として、昭和56年6月1日以後の建築確認等において適用されている基準をいう。

(対象とする施設)

第3条 地域避難施設とすることができる施設は、公共施設及び住家を除く次の各号に掲げる施設（以下「集会施設等」という。）であって、避難する市民が災害から身を守ることができる立地、構造等を有するものとする。

- (1) 町内自治会が所有する集会所
 - (2) マンション管理組合が管理する施設
 - (3) その他、町内自治会が当該制度の活用のために確保した施設
- 2 複数の集会施設等を地域避難施設とする場合において、同一棟内の集会施設等は一体の地域避難施設とみなす。

(地域避難施設を設置することができるもの)

第4条 地域避難施設を設置することができるものは、町内自治会及び地域活動を行うマンシ

ヨン管理組合（以下「町内自治会等」という。）とする。

(認定の基準)

第5条 地域避難施設の認定基準は、集会施設等が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び基礎調査予定箇所（以下「土砂災害警戒区域等」という。）に該当せず、かつ、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 集会施設等が、新耐震基準に則して建築又は改修されたものであること。
- (2) 集会施設等が、耐震診断の結果、新耐震基準を満たしていること。
- (3) その他市長が認めるとき。

(認定の申請等)

第6条 地域避難施設を設置しようとする町内自治会等は、その代表者を通じ、地域避難施設認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請にあたり、複数の町内自治会等が同一の集会施設等を地域避難施設とすることはできないものとする。ただし、当該申請に係る集会施設等が共有名義の集会所であって、当該施設の共有名義人が連名で申請する場合は、この限りでない。
- 3 申請者は、第1項の規定による申請にあたり、当該申請に係る集会施設等の所有者の同意を得なければならない。ただし、第3条第1項第2号に掲げる施設について、当該施設の管理を行うマンション管理組合の同意を得ている場合は、この限りでない。

(認定の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により地域避難施設の認定を決定したときは、地域避難施設認定決定通知書（様式第2号）（以下「認定決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による認定にあたり、集会施設等が洪水、内水、高潮及び津波想定区域（以下「浸水想定区域」という。）に該当する場合等は、地域避難施設の開設に関する条件を付すことができる。
- 4 市長は、第1項の規定により地域避難施設の不認定を決定したときは、地域避難施設不認定決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(認定決定通知書の掲示)

第8条 前条第2項の規定による認定を受けた申請者（以下「設置者」という。）は、認定決定通知書を地域避難施設として認定された集会施設等の見やすい場所に掲示するものとする。

(支援物品の貸与及び供与)

第9条 市長は、第7条第2項の規定により地域避難施設の認定をしたときは、当該地域避難施設に対し、次に掲げる物品を貸与又は供与する。

- (1) 防災行政無線戸別受信機等の貸与 設置者からの防災行政無線戸別受信機等貸与申請書（様式第4号）に基づき1式を貸与する。ただし、同一の設置者が複数の地域避難施設を認定する場合には、原則同一の設置者に対し複数の貸与は行わない。
- (2) 食料の供与 収容可能人数20人ごとに40食を基本とする。
- (3) 飲料水の供与 収容可能人数20人ごとに20リットルを基本とする。
- (4) 携帯トイレの供与 収容可能人数4人ごとに20枚を基本とする。

(開設、運営等及び費用負担)

第10条 地域避難施設は、設置者が自主的に開設及び運営することとし、市は職員の派遣を行わないものとする。

2 地域避難施設は、町内自治会等が所属する避難所運営委員会及び指定避難所と連携した運用を基本とする。

3 地域避難施設の開設及び運営に係る経費は、設置者の負担とする。

4 市は、地域避難施設が開設された場合には、当該地域避難施設の避難者に対し、指定避難所を通じ、必要に応じて救援物資を供与するものとする。

(指定避難所との関係)

第11条 設置者は、指定避難所の開設の有無に関わらず、地域避難施設を開設することができる。

(変更の届出)

第12条 設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を地域避難施設認定事項変更届出書（様式第5号）（以下「認定事項変更届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

(1) 第7条第2項の規定により認定を受けた事項に変更が生じたとき。

(2) 代表者に変更が生じたとき。

(3) 担当者に変更が生じたとき。

(4) 認定事項変更届出書により届け出た内容に変更が生じたとき。

(認定事項の変更)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該地域避難施設に係る認定事項を変更することができる。

(1) 第7条第2項の規定により認定した事項について、変更する必要が生じたとき。

(2) 前条の規定による変更の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定事項を変更したときは、地域避難施設認定事項変更結果通知書（様式第6号）（以下「認定事項変更結果通知書」という。）により設置者に通知するものとする。

3 設置者は、認定事項変更結果通知書を認定決定通知書に替えて掲示するものとする。

(廃止の届出)

第14条 設置者は、地域避難施設を廃止しようとするときは、地域避難施設廃止届出書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

(認定の取消)

第15条 市長は、地域避難施設又は設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該地域避難施設の認定を取消すことができる。

(1) 第5条に規定する認定基準に適合しないものとなったと認められるとき。

(2) 前条の規定により廃止の届出があったとき。

(3) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。

(4) その他、認定を取消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取消したときは、地域避難施設認定取消通知書（様式第8号）により設置者に通知するものとする。

(研修、訓練等)

第16条 設置者は、地域避難施設を利用すると想定される地域住民に対して研修、訓練等を実施し、地域避難施設の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(事故等の損害賠償)

第17条 地域避難施設の開設及び運営に伴う事故等により生じた損害については、市はその責任を負わない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。